

# 米越原子力協力協定

## 【協定更新までの経緯】

- 2010年3月 原子力安全に係る協力覚書を締結、原子力協力協定(米越協定)締結に向けた交渉開始。
- 2010年8月 ウォールストリートジャーナル誌が、両国はベトナムによるウラン濃縮及び再処理の禁止条項(ゴールドスタンダード条項)を含まない協定の締結を意図している、と発表。これに対し、米国国務省は、ベトナムがウラン濃縮を行わないとコミットメントすることを歓迎するが、それは**ベトナム政府の決定に依る**ことを言及。
- 2010年9月 米国エネルギー省高官が、米越協定の中にベトナムが核燃料サイクルオプションを止めるとの誓約を盛り込むことをベトナムに求めることは適切ではない旨を言及。
- 2013年10月 両国が**ゴールドスタンダード条項を含まない米越協力協定に仮署名**。協定の有効期間は30年で5年毎の延長。
- 2013年12月 米国政府は、大西洋協議会にて**協定相手国が機微な活動を行わないことは米国との原子力協力協定締結の要件ではなく、米国は相手国毎に締結に係る要件を考慮する**ことを言及。
- 2014年5月～ 5月6日に両国が米越協定に正式署名。同月8日、オバマ大統領が協定を議会に上程。議会審議では、**①オバマ大統領のケース・バイ・ケースアプローチは一貫性がなく核不拡散を損なうものであり、将来のすべての原子力協力協定にゴールドスタンダード条項を盛り込むべきとの主張、また②有効期限が無期限の協定を議会が一度承認すると、その後の議会による監視の機会が失われてしまうことに係る懸念が示された**が、議会での審議が進展せず。
- 2014年10月 90日の議会審議期間を終えて米越協定発効。

## 【更新された協定の特徴】

- **協定中にゴールドスタンダード条項は含まれなかったが、協定の前文でベトナムが機微な原子力技術を取得するよりも、核燃料供給役務を既存の国際市場に依拠することを規定**。協定前文の文言はベトナムの政治的コミットメントであり、法的拘束力はない。←いわゆる、「**シルバースタンダード条項**」と呼ばれる。
- **有効期間**：30年間。その後は6か月前に事前通告しない限り5年毎自動延長